

秋田市告示第278号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、令和7年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和7年9月30日

秋田市長 沼 谷 純

1 検査対象区域、期日、時間および場所

検査対象区域	検査期日	曜日	検査時間
泉・保戸野・八橋	令和7年11月7日	金	午前9時30分から午後3時30分まで
東通・横森・桜・千秋・手形	令和7年11月10日	月	午前9時30分から午後3時30分まで
山王・旭北・大町・旭南・茨島	令和7年11月11日	火	午前9時30分から午後3時30分まで
牛島・卸町・檜山・南通	令和7年11月12日	水	午前9時30分から午後3時30分まで
中通・高陽	令和7年11月13日	木	午前9時30分から午後3時30分まで
川尻・川元	令和7年11月14日	金	午前9時30分から午後3時30分まで

検査場所
秋田市川尻若葉町1番5号 一般社団法人秋田県計量協会

- 検査対象特定計量器は、非自動はかりおよび分銅とする。
- 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、令和7年11月21日から同年12月2日までとする。
- 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
- 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特

定計量器は、計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項に定めるものとする。

- 6 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。